

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



56歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

大綱で読む2025年度の税制改正（暮らし編）

103万円の壁は123万円へ

こんにちは、高橋学です。2025年度の税制改正大綱の発表を受け、今回は「日々の暮らしに関わる税制改正」のポイントについて見ていきましょう（図表1）。

まず注目したいのが、①「給与所得者の所得税の非課税枠引き上げ」。会社員やパートの方などの所得税は現在、収入から「基礎控除（最高48万円）」と「給与所得控除（最低保障額55万円）」などを引いて求められ、両者の合計である103万円が所得税の「非課税年収ライン」として知られています。大綱では両控除を10万円ずつ引き上げ、基礎控除58万円、給与所得控除の最低保障額を65万円にすることが記されています。このまま決定されれば、いわゆる「103万円の壁」は123万円に引き上げられます（図表2）。

2つ目は、②「特定扶養控除の要件の緩和」。特定扶養控除は19歳～22歳の学生の子を持つ親らの税を軽減する仕組みですが、子の年収が103万円を超えると控除が受けられなくなることから、「もう1つの103万円の壁」との指摘がなされています。大綱には控除の適用要件を「150万円以下」に緩和する他、子の年収が150万円を超えても世帯

の手取り額が減らないようにする仕組みの新設も盛り込まれています。

贈与の優遇措置延長なども

3つ目は子育て支援策の1つである、③「結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の延長」。結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置は、親や祖父母から結婚・子育ての資金の一括贈与を受けた際、1,000万円までが非課税となる優遇措置。2025年3月末までが適用期限となっていたが、2027年3月末への延長が明記されました。

4つ目も子育て支援策である、④「生命保険料控除の拡充」です。これは、23歳未満の扶養親族がいる場合、一般生命保険料控除の適用限度額を現行の4万円から6万円に引き上げるというもの（ただし、一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額は現行の12万円のまま）。2026年分の適用となっています。

5つ目は老後資金の形成支援を目的とする、⑤「iDeCo（イデコ）の掛け金上限額の引き上げ」。企業年金のない会社員の掛け金の上限は、現在の月2万3,000円から6万2,000円、企業年金がある会社員の上限は、6万2,000円から企業年金の掛け金を引いた額となっています。

M

（注）本内容は、今後通常国会の審議を経て確定することになり、審議等の状況によっては内容が変更になる可能性があります（2月14日記）。

図表1 2025年度税制改正大綱（暮らし編）の概要

① 給与所得者の所得税の非課税枠引き上げ

適用時期：2025年分以降の所得税

② 特定扶養控除の要件の緩和

適用時期：所得税の場合、2025年分以降

③ 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の延長

適用時期：2025年4月1日～2027年3月31日

④ 生命保険料控除の拡充

適用時期：2026年分

⑤ iDeCo（イデコ）の掛け金上限額の引き上げ

適用時期：確定拠出年金法等の改正が前提

図表2 「103万円の壁」引き上げのイメージ



（出所）与党税制改正大綱、財務省などの資料をもとに筆者作成